

論 文

保育士課程と教職課程を紡ぐ総合学習として体罰と虐待防止を学ぶカリキュラムづくり

—道徳教育・特別活動・生徒指導・教育方法論・教師論等で体罰防止を総合的に学ぶ意義—

Curriculum Development to Learn the Provention of Corporal Punishment and Abuse as Integrated Learning that Weaves Childcare and Teacher Courses

田尻 敦子

Atsuko TAJIRI

Key words : 教師論, 教育方法論, 総合的な学習, 道徳教育, 体罰

目次

概要

はじめに

- 1 体罰をせずにねらいを達成する方法を学ぶ意義
- 2 体罰防止を教職科目と保育士課程で学ぶ意義
- 事例1 学校で体罰をした卒業生のフォローアップ
- 3 複数の教職科目で連携することによる相乗効果
- 事例2 教師論・教育方法論と生徒指導論の連携
- 4 教職科目と保育士課程で体罰防止を学ぶカリキュラムの可能性
- ① 教師論(保育者論)における教師(保育士)の意義・役割・責務を理解し, チーム学校として取り組み体罰を防止する
- ② 教育方法論における体罰を用いない教育方法の実践
- ③ 教育学概論における学ぶことの意味の理解
- ④ 教育心理学における暴力が精神に与える影響の理解
- ⑤ 道徳教育論における体罰の多角的理解
- ⑥ 特別活動論における体罰防止の実践事例等の理解
- ⑦ 生徒指導論(生活指導論)における体罰を用いない指導方法の実践
- ⑧ 人権と教育においてミクロとマクロな暴力の連鎖の防止を理解し問題解決方法を探る
- ⑨ 生涯学習論において暴力を用いずねらいを達成する方法を生涯を通じて学ぶ意義と方法を理解する
- ⑩ 教職実践演習における体罰・虐待防止の再確認の重要性

- 5 体罰防止を教職課程と保育士課程の総合的な学習として紡ぎなおす意義

概要

体罰と虐待の啓発・予防・発見・対応は, 教員と保育士にとって, 大切な課題となっている。教職課程においても, 体罰や虐待について学ぶことが期待されている。しかし, 体罰や虐待を予防し, 解決できる教員と保育士の養成ができていないか? という点から見ると, まだ取り組むべき課題は数多く存在している。体罰や虐待は, 学び手の成育歴と深く関わっており, 体罰を肯定する考えを変えた上で, 体罰をせずにねらいを達成する方法を伝えるには, 長い時間をかけて多角的に学ぶ必要性がある。

体罰と虐待の防止を, 大学生のための総合的な学習として, 教職課程や保育士課程の多様な授業を紡ぐ学びとして位置づける意味を本論文では探求をした。

例えば, 教育学概論, 教育心理学, 教師論, 教育方法論, 特別活動論, 生徒指導論, 道徳教育論, 人権と教育, 生涯学習論, 教職実践演習などで, どのように体罰・虐待防止を学ぶことができるかを本稿では模索した。

体罰と虐待防止を大学の教職課程と保育士養成課程で学ぶことは, 生涯を通じて学び続ける基点となりうる。また, 大学教員達が, 授業について語り合い, 教師教育や保育者養成の教授能力の向上(FD)につながるきっかけをつくることにもなる。

体罰や虐待防止だけではなく, 教員養成課程と保育士

課程において、必ず伝えなくてはいけない責務や、技能について、教員養成と保育士養成にたずさわる者が語り合うことが、今後の大学には求められているのではないだろうか。そのとりくみのひとつとして、体罰と虐待防止を教職課程と保育士養成課程で行う方法の提案を行う。

はじめに

体罰や虐待の防止、発見、対応は、学校教員や保育士にとって、重要な責務のひとつとなっている。教員養成課程や保育士課程で学ぶ学生は、なぜ体罰をしていないかを理解し、体罰を用いない教育方法を実践する必要がある。体罰に関連する法規や、なぜ体罰はいけないのか、体罰に代わる指導方法、体罰が起きたときの対応などに関しては、文部科学省や教育委員会による通知や研修資料などで詳述されている¹⁾。教職課程や保育士課程で学ぶ学生であれば、基本的には体罰禁止や体罰に代わる指導方法を理解していることが期待される。

しかし、実態としては、信頼関係があれば殴っても体罰にはならないなどの愛のムチ論を信じている学生も稀ではない²⁾。体罰は、幼少期からの家庭での体験や、保育園や幼稚園から小、中、高校、大学、部活動、塾やアルバイトなど、多様な場で生じうる。テレビや漫画などのメディアでも、体罰が肯定的に描かれるケースがある。愛があれば多少の暴力があってもそれは体罰ではないという考え方が、幼いころから身体に埋め込まれている若者も稀ではない。

体罰禁止の理解が表面的な法規の理解にとどまっている場合、教育実習の現場で体罰をしてしまうなどの問題が生じる可能性がある。また、体罰が禁止されていることを理解するだけでなく、体罰をせずに、伝えるべきことを伝え、ねらいを達成する教育方法を実践する力を練り上げる必要性も存在する。

教員採用試験と教員になった後の研修だけではなく、教職課程と保育士課程の多様な科目において、体罰の禁止を学ぶ必要があるのではないだろうか。

1 体罰をせずにねらいを達成する方法を学ぶ意義

では、教職課程や保育士課程の授業で、体罰の問題点を理解し、体罰をせずにねらいを達成する方法を学ぶことで、どのような効果を期待することができるだろうか？

第一に、自らが体罰をしないようになる。生徒に暴力をしないよう伝えるだけではなく、まず自らが暴力をせずに伝えるべきことを伝える実践をすることが大切であ

る。これは他の教職員の体罰を防ぐ上でも重要である。

第二に、実践の現場での体罰を目撃した場合、記録をとり、周囲と報告連絡相談ができるようになる。

第三に、保護者の体罰（虐待）の兆候を発見したり、報告連絡相談をしたりしやすくなる。家庭で「体罰」と称した虐待を受けている子どもの信頼を得るためにも、まず教師自身が暴力をふるわない姿勢を見せることが重要である。

第四に、体罰を用いない指導方法を実践することで、生徒理解を深め、家庭環境や地域の問題を理解し、より深く信頼関係を結ぶ方法を学ぶことができる。

第五に、体罰という手段を用いずに、ねらいを達成する教育方法を学び、実践する必要性を自覚することにもつながることができる。教育の基礎的な知識だけではなく、教科教育における授業もまた、伝えるべきことを伝え、ねらいを達成する力をつける上で重要である。

第六に、いかなる暴力も肯定しない学級運営をすることで、学校における生徒間暴力であるいじめや、暴力的環境を忌避する不登校等の可能性を減らすことができる。子どもは多様である。暴力が行われている現場を見るとパニックを起こしたりすることもある。体罰を受けている子どもだけではなく、それを見ている子どもが怖くなり不登校になる事例も存在する。すべての生徒が安心して学ぶことのできる環境づくりが重要である。

体罰の肯定は、虐待やいじめ、不登校や、暴力を肯定する考え方につながりかねない。まずは教師自身が、愛があれば暴力は許されるという考えの問題点を理解しなくてはならない。

このように、体罰の防止と、体罰をせずにねらいを伝える方法は、多様な意味をもつ。それは、ある意味すべての教職科目や保育士課程の課目とも関わる問題である。

教員になったあとの教育委員会による研修だけではなく、教職課程や保育士課程において、体罰がなぜいけないかを理解し、体罰をしない教育方法を学ぶ必要がある。教職課程や保育士課程のひとつの科目だけではなく、多様な科目で体罰に関して学ぶことで、体罰や虐待、いじめや不登校の予防や対応、学級運営や教育方法などを理解することができる可能性がある。

2 体罰防止を教職科目と保育士課程で学ぶ意義

体罰防止は、単に体罰の問題点を理解するだけではなく、体罰を用いずに生徒指導をし、特別活動を行い、学級運営をし、授業をするという学習活動全般に関係をし

ている。そのため、ひとつの課目で体罰防止を伝えるだけでなく、教師や保育士としての力を総合的に高めていく必要がある。そのことを理解する事例をいくつか検討する。

事例1 学校で体罰をした卒業生のフォローアップ

[大学を卒業し、臨時採用中の卒業生Aが、研修日に、大学に来て、教員たちと会話をした。その中で、その臨時採用中の卒業生Aが、小学校で体罰をしたことが明らかにになった。

しかし、その卒業生Aは、「体罰をしてはいけません」と言う教員に対して、「もし、生徒が刃物で向かってきたらどうしたらいいのですか?」と問いかけた。

この卒業生Aの問いを、教職課程の授業を担当する大学教員や、小学校教員、弁護士、大学生などに筆者が問いかけたところ多様な答えが返ってきた。

確かに、刃物をもって向かってくる人間に対し、有形力を行使することは正当防衛にあたる。しかし、教師としては、さらに生徒に伝えるべきことを伝えるという役割が存在する。そのため、この問いへの答えは、教師としてどのような力が必要かを改めて自覚する言葉が含まれていた。

小中高校の教員の経験のある大学教員からは次のような回答が返ってきた

「生徒が本当に楽しいと思える授業をしていたら、そうしたことは起こりません。思春期の生徒でそうした状況になるケースがあったとしても、まわりの生徒達が他の教員を呼びに行ったりするなどしてとめてくれます」。

この問いに対して、ある小学校教員は次のように述べた。

「大人の教員が、小学生が刃物をもって向かってくるのでは?と怖がるというのは不思議ですね。それは学級運営ができていなかったり、授業がちゃんとできていなかったりするのではないですか?」

確かに、大人が子どもを怖れるという状態は、生徒との信頼関係が築けていないことも意味する。体罰をなぜしてはいけないのかを理解した上で、生徒との信頼関係を築く方法を学ぶ必要がある。

また、体罰をしてしまった原因のひとつとして、授業をはじめようとしても生徒が席につかないということを卒業生Aは挙げていた。

そこで、学生時代に、その卒業生Aを指導していた教員に報告をし、相談を行った。結果として、小学校の授業のない研修日に、大学に来て、教科教育の力を向上さ

せる授業に参加をすることにした。こうして、卒業生Aは、継続的なケアとサポートを受けることができたようになった。

この事例からもわかるように、教師となった卒業生が実践上の悩みを抱えているときに、大学の教員と相談できる場をもつことは重要である。授業力向上を目指して学ぶ過程で、教師自身が困っていることを語り合う場をもつことができる。

このケースのように、卒業後のフォローアップは大切である。その一方で、すでに体罰を受けてしまった生徒の精神的な傷をなくすことはできない。保育士などのケースでは、子どもの年齢が低いだけに、問題が発覚しにくく、より重大な事故を引き起こしてしまう事もある。

また、このケースはたまたま会話から体罰をしてしまったことがわかり、大学での自主的な研修につなげることが可能となった。しかし、それは、フォーマルな回路ではなく、個人的なネットワークと自主性と尽力により学ぶことが可能となったケースである。

卒業後のフォローアップを充実させると同時に、在学中に、教職課程や保育士課程で、体罰をせずに指導する方法を学ぶ必要性を教員間で共有することが必要ではないだろうか。

3 複数の教職科目で連携することによる相乗効果

教職科目では、それぞれの教員が、体罰について言及したり、学んだりする授業を行っているケースが存在する。それらをうまく連携させることで、より深く学ぶことが可能となる。その実践事例について考察を行う。

事例2 教師論・教育方法論と生活指導論の連携

[筆者は、教師論、教育方法論、教育学概論、人権と教育、総合演習(総合的な学習)、教育学演習など、多様な授業において、体罰について焦点をあてて授業を行っている。学生たちが自ら問いを発し、教材研究をし、発表するアクティブ・ラーニング的な授業形態をとっている。

その時に、生活指導論(当時の教科名)を担当している非常勤講師の授業資料を教材として持参し、発表するケースがいくつか存在した。

それをきっかけにして、その授業を担当している非常勤講師と連絡をとりあい、お互いの授業実践の相談をしたり、教材を共有しあったりする関係性が生まれた。

その非常勤講師は、元中学校の教員であった。校内暴力やいじめ、不登校、部活動における先輩後輩間の暴力、教員の体罰などが荒れ狂う時代に、「暴力をしない・とめる・知らせる」という生徒達自身によるルールづくりをサポートする実践を行った経験がある³⁾。

「僕たちは暴力はしない。だから先生も体罰をやめて!」という声により、教員の体罰をなくしていった経験をもつ人物である。部活動における体罰をなくし、それにより、部活動をより活性化させた経験も持っている。

教員間で、こうした実践事例を語り合い、教材を共有することにより、より授業の質を向上させることが可能となった]。

こうした実践事例は、体罰に関する理論的・法律的・道徳的な学習をより深く理解する上で重要となる。このように、複数の授業を担当する教員が、体罰の防止というひとつの課題で交流を行うことは、多様な相乗効果をもたらす。

偶然、二人の教員の授業を履修した学生たちが、教員の関係性を紡いだ事例である。しかし、このケースの非常勤講師は、退職後の元学校教員であり、決められた年限が来れば退職してしまう。それにより、こうした関係性は失われてしまった。

こうした偶発性に依拠するのではなく、小、中、高校における総合的な学習の時間のように、教員たちでひとつの課題を多角的に学び、語り合う場を設けることで、より深い学びを喚起することができるのではないだろうか。

4 教職科目と保育士課程で体罰防止を学ぶカリキュラムの可能性

教職課程や保育士課程では、どのような科目で、どのように体罰防止を学ぶことができるだろうか?本来、すべての課目に体罰と虐待の防止を埋め込む必要があるが、ここでは幾つかの課目に焦点を当てて考察をする。

それぞれの専門領域の担当教員が、まずは気軽に語り合い、ブレインストーミングをし、否定しあわずに、アイデアを出し合うことで、より豊かな教職課程と保育士養成課程における学びの共同体が醸成されると考えられる。

その第一歩として、多様な科目でどのようなとりくみが可能かを模索するたたき台としてのアイデアを提示する。

① 教師論(保育者論)における教師(保育士)の意義・役割・責務を理解し、チーム学校として取り組み体罰を防止する

教師論では教職の意義、教師の役割や責務を理解する一環として体罰について学ぶことができる。各自治体の教育委員会の体罰の研修資料などには、教師の身分や、法的な責任、チーム学校としての体罰防止への取り組みなど、教師論の根幹に関わるような知識や技能が埋め込まれている⁴⁾。こうした資料を活用し、教師の責務を理解することは重要である。

② 教育方法論における体罰を用いない教育方法の実践

教育方法論では、体罰を用いない教育方法を学び実践をする。なぜ体罰がいけないか?という理解に加えて、教育方法を工夫し、教材研究をし、伝える力を高めることは重要である。体罰の問題点を理解し、体罰をせざるにねらいを達成する教育方法を身につけることは、体罰防止の両輪ともいえる⁵⁾。

③ 教育学概論における学ぶことの意味の理解

教育学概論では、教えることや学ぶことの意味を探る過程で、暴力・支配・管理につながる体罰が不要であることを考えることができる。そもそも、学ぶこと意味は何か?自律とは?自立とは?という問いを探求し、教育思想や教育哲学、教育史を学ぶことで、暴力が教育には不要であるばかりか、書をもたらすことを理解することができる。

④ 教育心理学における暴力が精神に与える影響の理解

教育心理学では体罰や虐待が心理的にどのような影響を与えるかを学ぶことができる。子どもの頃に暴力を受けた子どもの脳と心理に与える影響などは、近年の研究から明らかにされてきている。

例えば、心理学者のアリス・ミラーによる研究で、学校での体罰と家庭による虐待が、ナチス・ドイツの暴力につながったのではないかという考察などからも学ぶことができる⁶⁾。

また、アメリカの心理学者スタンレー・ミルグラムによるミルグラム実験(アイヒマン実験)では、生徒役が問題を間違えると教師役が電流を流すという実験が行われた。教師役の約62%が最大ボルト数の450ボルトまでスイッチを入れたとされる⁷⁾。小さな体罰の肯定が、大きな暴力につながる道筋を理解する上で重要な実験である。こうした心理学的な洞察と教育学を連携させることでより理解を深めることが可能となる。

⑤ 道徳教育論における学校と体罰発生の多角的理解

道徳教育論では、なぜ、学校で体罰が生じるのか？という問いを探求する過程で、教室における道徳の意味を模索することができる。例えば、デュルケイムの道徳教育論における体罰の捉え方等を学ぶこともできる⁸⁾。道徳教育論においては、学校における暴力を多角的に論じるアクティブ・ラーニングの手法等を用いることも意義があると考えられる。

⑥ 特別活動論における体罰防止の実践事例等の理解

特別活動論では、体罰に関する授業実践や研究の事例が蓄積されている。例えば、暴力をしない・知らせる・とめる活動を生徒自身が決めて活動をしたことで、体罰だけでなく、いじめや校内暴力をなくした事例などを学ぶこともできる。

⑦ 生徒指導論（生活指導論）における体罰を用いない指導方法の実践

生徒指導論（生活指導論）では、体罰がいじめや不登校、非行などどのような関係性にあるのかを学ぶことができる。単に体罰をしないだけではなく、暴力を用いずに、どのようにして生徒指導をするかという問いを探求することは、生徒と家庭環境を理解し、適切な指導をする上で大切である⁹⁾。

⑧ 人権と教育においてミクロとマクロな暴力の連鎖の防止を理解し問題解決方法を探る。

人権と教育では、人権とは何かを学び、公務員である教師が生徒に有形力を行使することが人権侵害にあたることを学ぶことができる。犯罪や、差別や虐殺、紛争や戦争などの大きな暴力が、身近に埋め込まれた小さな暴力からはじまることを理解するために、体罰は大切な課題となる¹⁰⁾。

家庭と学校における体罰や虐待、DVや貧困などのミクロな暴力が、マクロな差別や戦争などに連鎖する可能性を理解し、その問題解決の方法を模索することは、現代的課題である。

公務員としての学校教員や保育士は、国家による個人の権利の侵害という、狭義の意味での人権侵害をする可能性のある仕事でもあるため、人権について学ぶ必要がある。

⑨ 生涯学習論において暴力を用いずねらいを達成する

方法を生涯を通じて学ぶ意義と方法を理解する

生涯学習論では、暴力を用いずに、伝えるべきことを伝える方法を生涯を通じて学ぶ必要性を認識することができる。

事例1に見られるように、教師になったとしても、自ら学び続け、ねらいを達成して伝える力を向上させることは、重要である。教員の場合、研修をしたり、教師たちの研究会に参加をしたり、学会などに参加したり、本を読んだり、実践報告をしたり、国内研究をしたりして、生涯を通じて学び続ける場と方法が存在している。こうした学ぶ場や方法を知ることは大切である。

また、教師や保育士にならず、保護者となった場合でも、自ら学ぶことをしなければ、体罰以外の方法で伝えるべきことを伝える力が不足してしまう場合がある。こうしたケースでも、公民館や、家庭学級、NPOや福祉施設、教育相談施設などで、生涯を通じて学び続ける場と方法があることを知ることは、虐待防止においても重要である¹¹⁾。

家庭における体罰は虐待につながりかねない。教職課程や保育士課程においては、虐待の予防や発見は、福祉的な側面からも重要である。自分自身が体罰をしないだけでなく、保護者に体罰をせずにねらいを達成する方法を伝えるためにも、生涯を通じて学び続ける必要がある。

⑩ 教職実践演習における体罰防止の再確認の重要性

教職実践演習においては、教育実習の後に、4年間の学びをふりかえり、教員免許を取得するための最後の関門として、不十分な知識や技能を補い、教壇に立つ覚悟を持つ意味がある。

この最後の関門において、体罰をなぜしてはいけないのかを深く理解し、体罰をせずに授業をし、特別活動をし、生徒指導をする方法を実践することは重要である。

また学校で体罰が生じた場合、チーム学校として問題解決に取り組む方法を理解することも大切である。

さらに、保護者が体罰と称して虐待をするケースの予防や啓発、発見や解決方法を学び直す必要もある。

体罰といじめや不登校との関係性も学び直すことで、生徒理解や生徒指導などの方法の多様性を理解することができる¹²⁾。

教職実践演習での4年間の学びのふりかえりを通じて、体罰の防止、解決、体罰以外の方法での指導方法、生涯を通じて学び続ける方法などを理解することで、すべての授業を紡ぎあわせて、学びを実践につなげることが可

能となる。その意味で、教職実践演習の授業担当者間で協議をすることが、多様な授業の関係性を紡ぐ上で鍵となる可能性がある。

5 体罰防止を教職課程と保育士課程の総合的な学習として紡ぎなおす意義

教職課程や保育士課程において、体罰について多様な授業で学ぶことにより、体罰をしない、とめる、知らせる、解決できる、予防できる、体罰以外の方法で伝えるべきことを伝えられる教員や保育士を養成することが可能になる。

多様な授業で連携をすることで、体罰という手段を用いずに、ねらいを達成する教育方法を実践する必要性を自覚することにもつなげることができる。教育や保育に関する基礎的な知識や技能を理解する科目だけではなく、教科教育の力を向上させる動機づけにつなげることも可能となる。

また、こうした議論を通じて、大学教員間での連携を深め、保育士や学校教員との関係性を再構築することにもつなげることができる。

いわば、教職課程や保育士課程を紡ぐ大学生の総合的な学習として、体罰防止を捉えなおすことで、暴力をしない・知らせる・とめる学びの共同体を再活性化することができるのではないだろうか。

おわりに

体罰防止に関しては、教員に対して、教育委員会では、体罰防止等の研修資料をウェブで公開し、教員に対する研修を行っている。

教員や保育士は、家庭での虐待を予防し、発見し、解決に結びつけるよう期待されている。教員や保育士は、自らが体罰をふるわないだけでなく、同僚の体罰を発見し、報告し、家庭での虐待を予防し、発見し、関連諸機関と連携して解決をする役割を担っている。

しかし、体罰が法律で禁止されていることを知りながら、体罰を肯定する考え方を捨てることのできない教員や保育士志望の学生は数多く存在する。体罰や虐待は、自らの生育歴とも深くかかわっている。体罰が法律で禁止されていることを伝えるだけでは、「信頼があれば体罰ではない」などと抜け道を探すケースもある。いわゆる愛のムチ論を肯定する考えを、短い時間で変えることは困難である。

身体に深く埋め込まれた体罰を肯定する考えを変えるには、時間をかけて多角的に繰り返し自らをふりかえる

必要がある。短大の2年間、あるいは大学の4年間を通じて、教職課程や保育士課程を貫くカリキュラムを構築しなおし、体罰防止を多様な角度から伝える必要がある。

特定の教職科目で体罰がなぜいけないかを伝えるだけではなく、教科教育や、教育・保育に関する知識と技能を深める科目や、教職実践演習など、あらゆる科目で、体罰をせずにねらいを達成する力を向上させる必要があるのではないだろうか。

注

- 1) 各自治体が数十ページにもわたる研修資料や研修の手引きなどをインターネットでダウンロードできるPDFとして公開している。公開されている複数の自治体の研修資料を印刷したところ段ボール数箱になったことがある。それほど体罰の防止は、重要な問題としてとらえられている。以下はその例である。
○文部科学省 2013年「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm
○大阪市教育センター 2014年 ケーススタディによる研修の手引「体罰・暴力行為を許さない開かれた校正用学校づくりのために」平成26年1月版
www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000258/_/kensyusisin.pdf
○神奈川県教育委員会「体罰防止ガイドライン 別冊～ 神奈川からすべての体罰を根絶するために～ 校内研修ツール」
www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/608851.pdf
- 2) 森田ゆり 2003『しつけと体罰』では、体罰を肯定する人の割合の高さが指摘されている。愛のムチとして体罰を肯定する人の多くが、体罰を受けた経験があるという暴力の連鎖から抜ける方法が模索されている。
- 3) 坂本光男 中村悌一 編著 1992『中学校 自立を育てる生活指導 2年』旬報社参照。中村悌一氏が、大東文化大学で非常勤講師をしていた頃に、いじめや校内暴力、体罰などの暴力を総合的になくした実践事例などについて、多くを学ばせていただいた。中村氏の大学における授業実践により、教職課程における授業の連携が可能となった。
- 4) 数多くの自治体の教育委員会が、数十頁にわたる研修資料をPDFで公開している。例えば、埼玉県教育委員会の研修資料では、次の言葉が表紙に刻まれている。「一

罰は違法行為である 二 体罰は児童生徒の心身を傷つける 三 体罰は教育への信頼を失わせる 四 体罰は教育に必要な 五 体罰は必ず根絶できる」。

埼玉県教育委員会 2013年「体罰の根絶をめざして」平成25年9月改訂版

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2213/documents/592547.pdf>

こうした言葉を教育実習に行く前の学生が、理解し、納得し、実践できるようにする必要がある。教育実習先で体罰をしてしまったら、児童生徒の心身につけた傷のとりかえしはつかない。教育実習は大学在学中に行われる。体罰がなぜいけないかを納得して学生たちが教育実習に行くようにするのは、教育養成にたずさわる大学の責務ではないだろうか。

- 5) 森田ゆり 2003『しつけと体罰』においても、暴力を用いずに愛を伝える方法を共有しあう必要性が指摘されている。
- 6) アリス・ミラーは、ヒットラーやナチスを支持した人々が、家庭や学校で、暴力を用いた教育方法が行われていた時代に育っていたことを指摘している。体罰防止は、戦争や民族差別などの大きな暴力を防ぐ為にも重要である。A.ミラー (著), 山下 公子 (翻訳) 1983『魂の殺人一親は子どもに何をしたか』新曜社
- 7) スタンレー・ミルグラム著 岸田秀訳 1974『服従の心理』河出書房新社 参照。実験については、異論反論をふくめて、様々な議論が存在する。その一方で、体罰の背景にある教師や生徒の権力関係や役割が、大きな暴力につながる構造をみてとることができる。
- 8) エミール・デュルケム (著), 麻生誠 (翻訳), 山村 健 (翻訳) 2010『道徳教育論』(講談社学術文庫) 講談社 参照。
- 9) 坂本光男 中村悌一 編著 1992『中学校 自立を育てる生活指導 2年』旬報社参照。中村氏は、大東文化大学で非常勤講師として授業担当しており、学校における生徒と教師の暴力を総合的になくす方法を実践事例をもとに伝えていた。こうしたすでに引退した教員の教材と実践事例を現在と未来にむけてデータ化して共有することも効果的ではないだろうか。
- 10) 森田ゆり 2003『しつけと体罰』では、アリス・ミラーの知見をもとにして、戦争をしないためにも、体罰や虐待などの暴力をなくしていく必要性が提言されている。
- 11) 森田ゆり 2003『しつけと体罰』は、虐待をする加害者である保護者向けのワークショップのテキストである。森田ゆりが主催するエンパワーメントセンターや、立ち

上げに関わったCAPでは、保護者や子どもや教員、学校やPTAや地域の人々などが関わり、いじめや虐待、体罰をなくすとりくみを行っている。

参考文献

- 森田ゆり 2003『しつけと体罰』 童話館
- A.ミラー (著), 山下 公子 (翻訳) 1983『魂の殺人一親は子どもに何をしたか』 新曜社
- スタンレー・ミルグラム著 岸田秀訳 1974『服従の心理』 河出書房新社
- エミール・デュルケム (著), 麻生誠 (翻訳), 山村 健 (翻訳) 2010『道徳教育論』(講談社学術文庫) 講談社 参照。

参考ホームページ

- 文部科学省 2013年「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm
- 大阪市教育センター 2014年 ケーススタディによる研修の手引「体罰・暴力行為を許さない開かれた校正用学校づくりのために」平成26年1月版
www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000258/_/_/kensyusisin.pdf
- 神奈川県教育委員会 「体罰防止ガイドライン 別冊～ 神奈川からすべての体罰を根絶するために ～ 校内研修ツール」
- 埼玉県教育委員会 2013年「体罰の根絶をめざして」平成25年9月改訂版
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2213/documents/592547.pdf>